

公田小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 25 日
改訂日 令和 2 年 3 月 23 日
改定日 令和 3 年 3 月 17 日
改定日 令和 4 年 4 月 27 日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◆いじめの定義

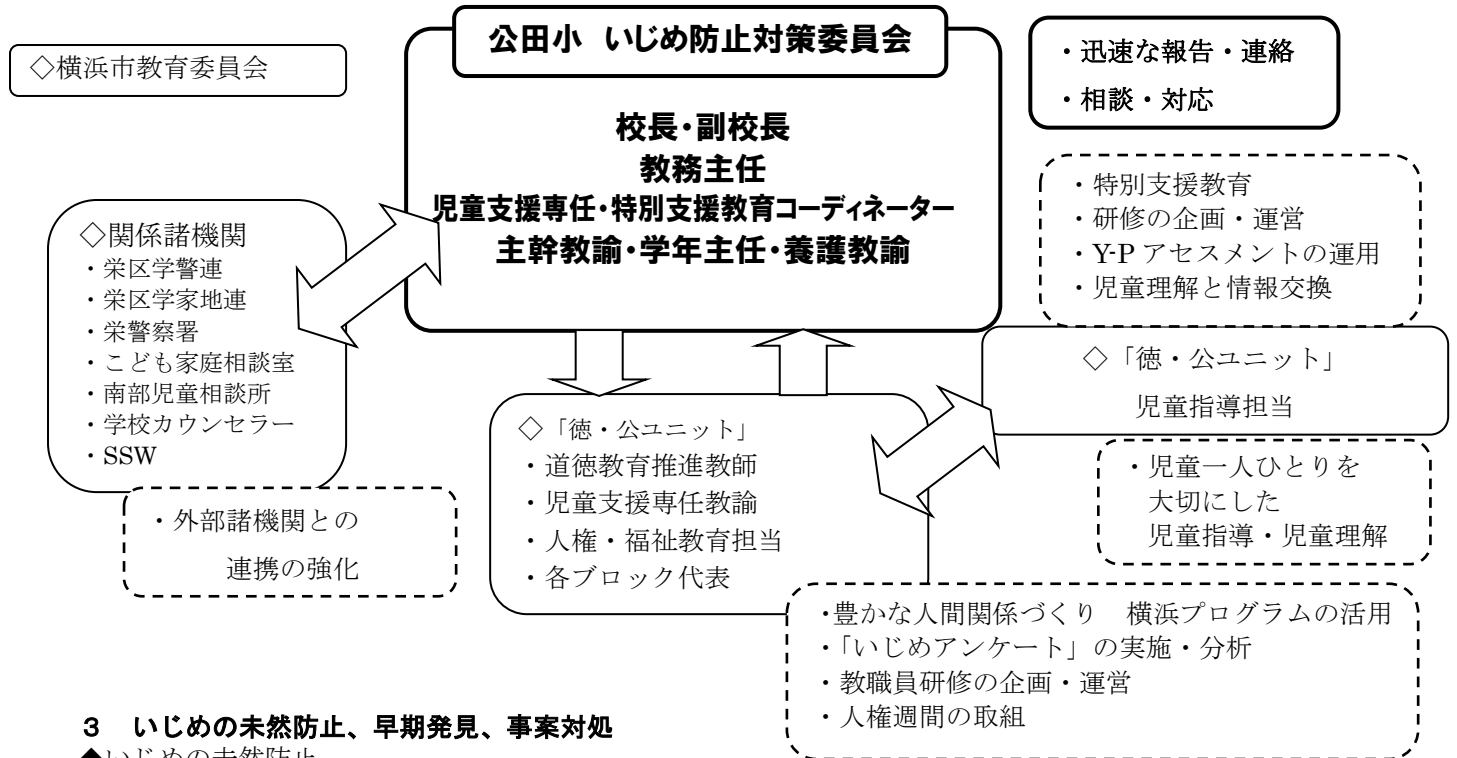
法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

◆いじめ防止に向けた基本理念

- ・いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。
- ・児童が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に取り組めなければいけない。
- ・特定の子どもの問題とせず、どの子どももいじめを自分事と考え、いじめを許さない子ども社会の実現に自分たちで取り組めるよう推進していかなければならない。
- ・いじめをうけた児童の生命及び心身を保護することが、特に重要であることを認識し、いじめのない社会実現に向けて、学校、行政機関、保護者、地域などと相互協力して、対策していかなければならない。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

◆委員会の構成員と運営、活動内容



3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

◆いじめの未然防止

- ・日々の児童理解・児童指導及び、道徳をはじめとする教科指導や学校行事・なかよし班活動の中で、子ども一人ひとりの自己有能感・効力感の醸成に努めるとともに、他者に対する思いやりの心を育む。
- ・「徳公ユニット」を中心とした心の教育ときめ細かい児童理解・児童指導を実践する。
- ・子ども一人ひとりを大切にした授業改善、適切な人間関係の確立に努める。

◆早期発見・早期対応

- ・いじめの早期発見についてはアンケートだけでなく、子どもとの何気ない会話等から、いち早く SOS を察知し、学年・ブロック・全職員で情報交換を行いながら、いじめの小さな芽を見逃さない。
- ・いじめと思われる事案が生じた場合は、いじめ防止対策委員会が中心となり、児童支援専任・特別支援コーディネーター・担任・養護教諭等による聞き取り等を通して、管理職への報告・連絡・相談を重ね、また必要に応じて関係諸機関と連携し、迅速かつ適切な対応をする。
- ・いじめを見逃さないための体制(特別支援教育・学年・ブロック間での情報交換、全教職員の多角的な視点による児童の観察等)を強化する。
- ・教育相談体制を充実させる。

◆いじめに対する措置

- ・児童・保護者との信頼関係の確立に努め、関係諸機関との連携体制を強化する。

◆いじめの解消

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいることに加え、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

◆教職員等への研修

- ・いじめ防止とその対応に向けた職員研修を年間計画に位置付けて行う。
- ・教職員のいじめに対する認識を向上させる。（研修等による教職員の資質の向上）

◆学校運営協議会等の活用

- ・「しらさぎ懇話会」「しらさぎ見守り会」等、地域との情報交換・情報収集に努める。

◆取り組みの年間計画（予定）

月	職員による取組	児童の活動
4月	◆前年度からの児童理解引き継ぎ ◆学年・学級目標の作成 ◆地域訪問	
5月	◆SNS防犯教室 ◆特別支援教育研修会①(全体会)による児童理解 ◆子どもの社会的スキル横浜プログラム運用（通年実施）	・代表委員会
6月	◆特別支援教育研修会①(全体会)による児童理解	・児童会運営委員会
7月～8月	◆「いじめアンケート」（記名）の実施 ◆前期個人懇談会の実施 ◆人権・いじめ防止にかかわる職員研修	・横浜子ども会議
9月～10月	◆学級経営案 前期反省 ◆YPアセスメントの実施・集約・分析・検証	・人権週間の取組
11月	◆特別支援教育研修会②	
12月	◆「いじめアンケート」（無記名）の実施・分析・分析 ◆人権週間の取組 ◆後期個人懇談会の実施	・なかよし班活動 （ペア学年）
1月～3月	◆引継ぎに向けた準備 ◆次年度学級編成	
※学年研・ブロック研で児童理解についての情報交換を行い、毎週の打合せ後のしらさぎタイムで全体の情報共有を行う。		

4 重大事態への対処

◆重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

◆発生の報告

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

◆事態の調査

- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、児童支援専任・特別支援コーディネーター・担任・養護教諭等による関係児童への聞き取り等を行い、正確な記録を取りながら調査を実施する。調査結果を横浜市教育委員会に報告する。

◆児童・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・必要があると認められた場合には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。